

名家連ニュース

令和元年7月7日(日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 628号

◆◇ 令和元年6月 家族ピア相談事業集計報告 ◇◆

≪相談件数≫

	4月	5月	6月
電話相談	230	159	199
面会相談	139	115	114
合計	369	274	313

≪相談人数≫

	4月	5月	6月
電話相談	54	36	50
面会相談	24	19	19
合計	78	55	69

≪支援内容≫

	4月	5月	6月
年金受給者	4	2	3
手帳受給者	0	1	0
家族会入会	1	1	0

≪相談内容≫

相談項目 相談形態	家族会について	相談 制度 利用に 関する	医療に 関する 相談	病 気や 障 害 へ の 対 応 相 談	相 談 家 族 関 係 に 関 する	生 活 に 関 する 相 談	就 労 に 関 する 相 談	社 会 参 加 等 に 関 する 相 談	そ の 他	合 計
電話相談	6	31	36	38	21	37	10	18	2	199
面会相談	5	17	16	15	13	18	14	9	7	114
合計	11	48	52	53	34	55	24	27	9	313

≪相談者続柄≫ その他の内訳：3名/支援者、14名/当事者（うち年金相談7名）

続柄	祖父母	父親	母親	夫	妻	兄弟	子供	その他	合計
人数	1	7	33	3	3	2	3	17	69

≪家族相談室便り≫ 各テレビ局の報道のあり方に異議あり!!

6月は各テレビ局が連日、園児殺害、事務次官の息子殺害、交番襲撃等々のニュースを報じました。原因も理由も定かではないのに「引きこもり」「精神障害者保健福祉手帳所持」「障害者枠で就労」など病気と障害に対する誤解/偏見を助長する報道が繰り返されました。事件以来、「外に出るのが怖い」「症状が悪化した」など当事者/家族の不安を訴える電話相談が少なくありませんでした。(相談員/堀場洋二)

シリーズ⑨ 福祉サービスの種類/手続きなどの相談窓口

≪相談窓口 ⑬≫ 住宅

○ 障害者住宅改造補助金の支給



精神保健福祉手帳1級・2級の障害のある方の住宅環境を改善するため、訪問による住宅改造相談を通じて専門的助言指導を行うとともに住宅の改造に必要な経費を80万円を限度に助成します。

次ページに続きます

居室の改造及び浴室、便所の増改築など、障害者の状況に即応した工事で、日常生活の利便向上、安全確保あるいは介護者の負担軽減に効果があると認められる工事に限ります。改造前に申請が必要です。

相談窓口 [区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課](#)

○ 障害者賃貸住宅入居等サポート事業

障害者で賃貸住宅への入居を希望しているが、入居が困難なために入居に必要な調整等の支援を希望する方に、以下の支援を行います。利用料は無料です。（精神科病院に入院の方は除く）

1. 不動産業者に対する物件の斡旋を依頼すること。
2. 家主等との入居契約手続きを支援すること。
3. 入居後の利用者の状況を把握し、必要な支援を行うこと。



相談窓口 [障害者基幹相談支援センター](#)

○ 障害者世帯向公営住宅入居者募集（抽選）

対象者 精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者で市内に居住又は勤務する方を含む世帯

1. 市営住宅の一般空家住宅は、年2回（6月及び11月）募集し、抽選により、斡旋します。
2. 県営住宅について、福祉向県営住宅入居制度があります。（常時募集）

（注）県営住宅に関する問い合わせは名古屋尾張住宅管理事務所 電話番号：973-1791

相談窓口 [区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課](#)

○ 市営住宅家賃・敷金の減額

精神障害者の方を含む世帯を対象に下記の区分により家賃を減額します。（100円未満の端数は切上げ）

市営住宅家賃・敷金の減額		
障害の程度	世帯の収入基準（所得月額）	減額率
<ul style="list-style-type: none">身体障害者手帳1・2級愛護手帳1・2度精神障害者保健福祉手帳1級	158,000円以下	30%
<ul style="list-style-type: none">身体障害者手帳3・4級愛護手帳3度精神障害者保健福祉手帳2級	0円	30%
	1円～30,750円以下	20%
	30,751円～158,000円以下	10%

相談窓口 団地内の管理事務所又は住宅供給公社の東部・西部・南部・北部事務所

○ 市営住宅駐車場使用料の減額

精神障害者保健福祉手帳1級2級の精神障害者の方を含む世帯を対象に下記の区分により、駐車場使用料を減額します。

世帯の収入基準（所得月額） 158,000円以下

減額率 （1）精神障害者保健福祉手帳1級の方を含む世帯は75%

（2）精神障害者保健福祉手帳2級の方を含む世帯は50%

相談窓口 団地内の管理事務所又は住宅供給公社の東部・西部・南部・北部事務所



○ グループホーム

地域社会において自立した生活を営むための居住の場。世話人が日常生活における援助を行います。

相談窓口 [区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課](#)